



# 入会案内

盤谷日本人商工会議所(JCC)は1954年設立、タイで70年近くに渡り日系企業を支えてきた、世界最大規模の在外日本人商工会議所です。1600社(在タイ日系企業の約1/3)を超えるネットワークをご活用ください。

## JCC会員3つのメリット



1

様々な**情報提供**を行い  
経営をサポートします!

- 専門家との相談窓口
- タイ経済の解説(書籍)
- 時事経済ニュースの解説  
所報(月刊)
- 賃金調査(書籍<sup>\*1</sup>)
- 各種セミナー / メール案内



2

イベントや**交流会**を多数開催し、  
タイにおける**人脈拡大**に役立てます!

- 部会(全16部会、複数所属可能  
同業種間で情報交換)
- 小規模交流会  
(共通の話題や趣味から)
- 賀詞交歓会  
(大小様々な規模の会員が参加)
- 新入会員の集い  
(新入会員同士で交流)



3

様々な事業を通して  
**貴社のビジネスをお助け**します。

- 就職フェアの開催(人材確保)
- 商談会の開催(販路拡大)
- 政策提言(企業間共通の課題に  
対してタイ政府に要望)
- 共済保険への加入(独自加入より  
割安で入れます)
- 社会貢献(タイ社会への還元)

このほか年間約100件<sup>\*2</sup>のイベントを開催しています。  
タイでの経営にお役立てください。

\*1 : 調査にご協力頂いた会員に無料でお渡し。

\*2 : 2019年時点の数値です。

詳しくはWEBサイトまで

<https://www.jcc.or.th/>

検索



ADD: 19/F CRC Tower All Seasons Place 87/2 Wireless Rd. Kwang Lumpini Khet Pathumwan Bangkok 10330  
TEL: (662)250-0700 FAX: (662)250-0705 E-mail: contact@jcc.or.th

## 盤谷日本人商工会議所 会員入会ご案内

本会議所入会申込みに際しては、以下の書類をご用意頂き、事務局にご提出頂きます。

1. 会員入会申込書
2. 盤谷日本人商工会議所会員台帳
3. 推薦状（本会議所理事または監事から2名、全会員企業より1名の合計3名分）  
※理事・監事は本所 web 内の盤谷日本人商工会議所役員一覧(右記 QR)にてご確認頂けます。
4. 会費支払い方法申込書（銀行自動引落しの場合は自動引落し承諾書も含む）  
1~4 の書類は、本所 web よりダウンロード、もしくは事務局にて入手可能。
5. 商務省登録証（コピー）1部  
หนังสือรับรองกระทรวงพาณิชย์,  
Certificate of Commercial Registration
6. 登記簿謄本(コピー)1部  
ใบสำคัญแสดงการจดทะเบียนห้างหุ้นส่วนบริษัท (แบบ พท. 0401)  
Company Limited and Partnership Registration  
または駐在員事務所・支所・支店設置許可証  
ใบอนุญาตประกอบธุรกิจของคนต่างด้าว (แบบ ต.3)  
Foreign Business Operation License
7. 株主リスト(コピー)1部（駐在員事務所の場合は不要）  
บัญชีรายชื่อผู้ถือหุ้น (แบบ บอจ.5)  
Shareholder List
8. その他当会議所で特に必要と認めたもの  
5~8 の書類は、各社にてご用意下さい。



### 【入会手続きの流れ】

1. 事前確認 お手続き前に内容に不備がないかの確認を行います。  
お手配頂きました必要書類一式を事務局宛 (contact@jcc.or.th) お送りください。  
事前確認の後、ご来所日時のお約束を頂きます。
2. ご来所 ご来所当日は、必要書類並びに入会金(1,000バーツ)をご持参の上ご来所ください。  
(当日は入会金仮領収書を発行、TAX ID 入りの領収書は理事会承認後に発送します。)
3. 盤谷日本人商工会議所理事会にて入会審議
4. 理事会承認=ご入会（承認のご案内、入会金領収書(発行日は理事会開催日付)等を発送)

会費のお支払いは、銀行自動引落としを原則と致しておりますのでご協力の程宜しく申し上げます。

【お問合せ先】 JCC 事務局 E-mail : contact@jcc.or.th

ADD: 19/F CRC Tower All Seasons Place 87/2 Wireless Rd. Kwang Lumpini Khet Pathumwan Bangkok 10330  
TEL: (662)250-0700 FAX: (662)250-0705 E-mail: contact@jcc.or.th

## タイ国の経済発展に努める

### 盤谷日本人商工会議所

Japanese Chamber of Commerce, Bangkok (JCC)

- <沿革> 1954年9月に設立。(翌年8月30日にタイ政府によって認可)  
1966年に施行されたタイ国の「The Chamber of Commerce Act B.E. 2509」にもとづく営利を目的としない経済団体。設立以来、タイ国における日系企業の経営基盤の整備、組織化等に努める一方、地元政府、経済界等関係諸機関等との対話を通じて、日タイ両国関係の発展に尽力している。  
現在では、海外にある日本人商工会議所として最大級の会員数を誇る商工会議所へと成長した。
- <目的> 本所定款第3条により、次の通り定められている。
- ① 日タイ両国間の商工業及び経済全般の促進
  - ② 会員相互の親睦
  - ③ 会員の商工業発展のための援助及び便宜供与
  - ④ 仏歴2509年商工会議所法の規定にもとづき、会議所として行わなければならない、その他の業務の遂行
- <会員> 本会議所は、商工業に関係ある在タイ日本人及び日本国法人の駐在員事務所・支所・支店・出張所ならびにタイ人もしくはタイ国法人で、正規の申込みにより理事会が入会を許可したことをもって構成されている。
- <事業> 商工会議所活動は、業種別に構成される「部会」と、特定の目的別に設置された「委員会」を中心として行っている。その他、「会員名簿」、「タイ国経済概況」、「所報」などの書籍の発行、国内外のミッションの受け入れ・派遣などを通じ、商工会議所設立の目的に沿った広範囲かつ積極的な活動を展開中。

ADD: 19/F CRC Tower All Seasons Place 87/2 Wireless Rd. Kwang Lumpini Khet Pathumwan Bangkok 10330  
 TEL: (662)250-0700 FAX: (662)250-0705 E-mail: contact@jcc.or.th

盤谷日本人商工会議所 会費規定

本所では、定款第 25 条の規定に基づき会費を下表の通り定めております。

2015 年 4 月改訂  
 同年 4 月実施

1. 入会金 1,000 バーツ  
 2. 月額会費 (単位: バーツ)

口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額
1	800	6	4,800	11	8,800	16	12,800
2	1,600	7	5,600	12	9,600	17	13,600
3	2,400	8	6,400	13	10,400	18	14,400
4	3,200	9	7,200	14	11,200	19	15,200
5	4,000	10	8,000	15	12,000	20	16,000

20 口を超えて負担することも可能である。

その場合も、口数に 800 バーツ (月額) を乗じた金額を会費額とする。

3. 会費基準内規

- (1) 会費規定第 2 項による会員口数は、下表 4 項目全てに対応する口数合計を基準と定め、1 口以上負担するものとする。 (1980 年 4 月 23 日 総会承認)

		加算口数	御社
I 親会社規模	日本に親会社がある	東京プライム、名古屋プレミア上場会社	2
		東京スタンダード、名古屋メイン上場会社	1
		上記以外	0
	日本に親会社がない	タイ国で設立された法人及び個人営業及び 外国資本の会社	(注) 1~4
		その他	政府関係機関・団体
II タイでの営業活動	営利活動を行う	(注) 1~4	
	営利活動を行わない (駐在員事務所、団体など)	0	
III タイ法人所属の日本人数	1 人 ~ 2 人	0	
	3 人 ~ 5 人	1	
	6 人 ~ 10 人	2	
	11 人 ~ 15 人	3	
	16 人以上	4	
IV 所属希望部会数	1 部会 ~ 3 部会	0	
	4 部会 ~ 6 部会	1	
	7 部会以上	2	

(注) 原則次の基準により算出

登録資本金額	口数
~ 5 百万バーツ未満	1
5 百万バーツ ~ 1 千万バーツ未満	2
1 千万バーツ ~ 1 億バーツ未満	3
1 億バーツ ~	4

- (2) 会費口数は、会員台帳の更改 (1 年に 1 回実施) に基づき調整する。  
 (3) 一旦納入された会費は理由の如何を問わず返却しない。

ADD: 19/F CRC Tower All Seasons Place 87/2 Wireless Rd. Kwang Lumpini Khet Pathumwan Bangkok 10330  
 TEL: (662)250-0700 FAX: (662)250-0705 E-mail: contact@jcc.or.th

## 会員入会申込書

盤谷日本人商工会議所  
 会 頭 殿

このたび、貴会議所に入会するについては、定款その他の規約を遵守するとともに、  
 会員たる義務の履行を全うすることを誓約し、入会の申込みを致します。

年 月 日

会 社 名 \_\_\_\_\_

代表者名(\*1) \_\_\_\_\_

会費口数 \_\_\_\_\_ 口 \_\_\_\_\_ パーツ

(会費口数は、「会費規定」にてご確認ください。)

所属部会 会員は最低1つ以上の部会に所属いただきます。

所属を希望される部会を下表よりご選択下さい。

所属	部会名
	金 属
	機 械
	繊 維
	農水産食品
	金融保険
	運 輸
	生活産業
	自動車
	観光広報産業
	建 設
	化学品
	電 気
	情報通信
	流通小売
	商 社
	ヘルスケア産業

- ・複数の部会への所属が可能です。(会費口数が1口の場合、最大3部会まで所属可能です。)  
 便宜上、第1希望を主部会、第2希望以下を準部会とさせて頂いております。  
 主部会に◎印、準部会に○印をつけて下さい。
- ・会費口数により、所属できる部会の数に上限がございます。
- ・部会開催等のご案内は原則 Email(会員台帳に記載頂いたメールアドレス宛)のご案内となります。
- ・\*1「代表者」とは盤谷日本人商工会議所の活動で法人会員としての権利を行使する方です。

# 盤谷日本人商工会議所会員台帳

申込日: 年 月 日

入会日: 年 月 日

<b>タイ法人名称</b>	(英語)	BOI認可の有無	
	(日本語)	有	無
<b>タイ法人 本社所在地</b>	住所		
<b>TEL・FAX</b>	TEL	FAX	
<b>タイ法人 主要拠点所在地</b>	住所	所属工業団地名	
<b>TEL・FAX(1カ所のみ)</b>	TEL		
会員名簿/DB掲載可否	掲載する・掲載しない (掲載内容はグレーハイライトの項目)		
<b>ウェブサイト</b>			
当会議所への 登録代表者	日本語(お名前)	(お役職)	
	英語(お名前) Mr./Ms.	(お役職)	
代表者メールアドレス			
各種配信メール配信先 (代表者を除く)			
<b>設立年月</b>	(西暦)	年	月
<b>資本金</b>	Baht		
<b>企業形態</b>	1. 支店 2. 現地法人 3. 駐在員事務所 4. 政府関係機関 5. 団体 6. その他( )		
<b>該当業種番号 に○印</b>	1. 現地製造 2. 製造会社駐在員事務所 3. 商業・貿易 4. 土木・建設・施工 5. 航空・運輸・倉庫 6. 金融・保険・証券 7. 情報・通信 8. 広告・印刷・書籍 9. 観光・旅行(ホテル・レストラン等) 10. 不動産・工業団地 11. 流通・小売り・百貨店 12. 各種コンサルタント(法律・税務・会計・労務・調査等) 13. 政府関係機関 14. 団体 15. 地域統括 16. その他( )		
<b>事業内容 登録可能文字数は 各言語100文字まで</b>	(日本語)		
	(英語)		
<b>従業員数</b>	常勤日本人 ( )名、 タイ人・その他 ( )名		
<b>取引金融機関名</b>	(1)	銀行 (2)	銀行 (3) 銀行
<b>日本・外資側 主要株主 (上位4株主)</b>	(1)	( )%	(2) ( )%
	(3)	( )%	(4) ( )%
	合計 ( )%		
<b>タイ側 主要株主 (上位4株主)</b>	(1)	( )%	(2) ( )%
	(3)	( )%	(4) ( )%
	合計 ( )%		
<b>日本の 主要親会社 (1社)</b>	社名	資本金額 円	
	所在地		
	TEL	FAX	
	株式上場	東京プライムまたは名古屋プレミアに上場・東京スタンダードまたは名古屋メインに上場・左記以外	
<b>記入者連絡先</b>	お名前	TEL	
	住所		
	Email		

**[注意事項]**

ご記入頂いた個人情報は、盤谷日本人商工会議所のプライバシー通知(<https://www.jcc.or.th/policy/index>)に則り適切に管理・運用いたします。

また同通知に記載の通り上記情報がタイ国外(日本を含むがそれに限定されない)に開示することに同意頂いたものとして取り扱います。

会員名簿/DB掲載可否部分にて「掲載する」を選択された場合、会員名簿やJCC Webサイトの会員検索DBIに掲載されます。

ADD: 19/F CRC Tower All Seasons Place 87/2 Wireless Rd. Kwang Lumpini Khet Pathumwan Bangkok 10330

TEL: (662)250-0700 FAX: (662)250-0705 E-mail: contact@jcc.or.th

推薦状

盤谷日本人商工会議所  
理事会 御中

会員入会希望者

(会社名)

(代表者名)

は、会員として適格と思われますので、入会を許可して頂きたい、ここに推薦致します。

年 月 日

推薦者

理事・監事会社

理事・監事氏名

印または本人記名(サイン)

理事・監事会社

理事・監事氏名

印または本人記名(サイン)

会員会社

代表者名

印または本人記名(サイン)

※理事・監事の一覧は本所 web 内盤谷日本人商工会議所役員一覧(QR 参照)にてご確認いただけます。

※JETRO バンコク事務所長、JCC 専務理事、事務局長、副事務所長は推薦者になれません。



ADD: 19/F CRC Tower All Seasons Place 87/2 Wireless Rd. Kwang Lumpini Khet Pathumwan Bangkok 10330  
TEL: (662)250-0700 FAX: (662)250-0705 E-mail: contact@jcc.or.th

会費支払い方法申込書

盤谷日本人商工会議所 御中

盤谷日本人商工会議所会費支払い方法は下記の方法を選択したくお願い申し上げます。

会費のお支払い方法について、該当する項目を選択してください。  
銀行引き落としの場合は、指定月の3日が引き落とし日となります。  
また、入会月が自動引き落とし対象外の月である場合、直近の引き落とし月までの会費は、請求書発行による現金、または小切手によるお支払いになりますこと、ご了承下さい。  
小切手または現金でのお支払いの場合は、お支払い月上旬に請求書を送付致します。  
振込によるお支払いは、タイ側銀行システム上の都合によりお受けしていません。

- アユタヤ銀行（銀行引き落とし）バンコックトンソン支店にて口座をお持ちの場合限定  
6ヶ月分を一括支払い（4月、10月に自動引き落とし）
- 三井住友銀行（銀行引き落とし）  
6ヶ月分を一括支払い（4月、10月に自動引き落とし）
- みずほ銀行（銀行引き落とし）  
6ヶ月分を一括支払い（4月、10月に自動引き落とし）
- 事務局へ小切手 or 現金でのお支払い  
○ 1年分を一括支払い（4月から1年分をご請求）  
○ 6ヶ月分を一括支払い（4月～9月、10月～3月の2期にわけてのご請求）

<小切手宛名>

Japanese Chamber of Commerce, Bangkok

登録タックス ID 番号 (TAX ID NUMBER) :

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

ヘッドオフィス (HEAD OFFICE) :

ブランチオフィス (BRANCH Office No.) :

--	--	--	--	--

年 月 日

会 社 名 \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_

お願い

会費のお支払いは、銀行引き落とし（アユタヤ銀行バンコックトンソン支店、三井住友銀行、みずほ銀行）を原則と致しておりますので、ご協力の程よろしく申し上げます。  
（その際、銀行所定の手数料が同時に徴収されますことをご了解ください）



**LETTER OF CONSENT FOR DEBITING ACCOUNT  
FOR JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE, BANGKOK  
自動引落とし承諾書(盤谷日本人商工会議所用)**

Date: \_\_\_\_\_

TO: BANK OF AYUDHYA PUBLIC CO.,LTD.  
SUMITOMO MITSUI BANKING CORPORATION  
MIZUHO BANK,BANGKOK BRANCH

(For JCC use only)

Payment Cycle	
Amount	
From	

I/We hereby request you to debit my/our account with you and credit to the account of "JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE,BANGKOK" as follows for the amount instructed by the Chamber of Commerce on every 3rd of the designated month under the terms and conditions set forth on the back hereof.

下記記載の規約・条項に従い、次の通り、私/私共の口座から指定月の3日に盤谷日本人商工会議所から指示された金額を引落としの上、盤谷日本人商工会議所の口座に入金することを承諾します。

*Please fill in the thick lined necessary columns and mark in □. (太枠内の必要箇所に記入のうえ、口欄に印を付して下さい。)*

BANK 取引銀行	<input type="checkbox"/>	BANK OF AYUDHYA PUBLIC CO.,LTD. Bangkok Tonson Branch アユタヤ銀行バンコック・トンソン支店 CURRENT ACCOUNT 当座預金 NO.1100231711
	<input type="checkbox"/>	SUMITOMO MITSUI BANKING CORPORATION (株)三井住友銀行バンコック支店 CURRENT ACCOUNT 当座預金 NO.10-8555002-1
	<input type="checkbox"/>	MIZUHO BANK, BANGKOK BRANCH (株)みずほ銀行バンコック支店 CURRENT ACCOUNT 当座預金 NO.H10-764-024179
APPLICANT'S ACCOUNT NO. ご依頼人口座番号	<input type="checkbox"/>	BAHT SAVING ACCOUNT                      パーツ普通預金 No.
	<input type="checkbox"/>	BAHT CURRENT ACCOUNT                      パーツ当座預金 No.
COMPANY NAME 会社名	AUTHORIZED SIGNATURE/COMPANY SEAL 銀行届出署名及び社判	
ACCOUNT NAME 口座名義		
Tel No. 電話番号	(注) 共同署名を登録してある場合は連名にてサイン。	

**自動引落とし利用規約・条項    TERMS AND CONDITIONS OF AUTO TRANSFER**

- 第1条 私・私共は、盤谷日本人商工会議所から請求される会費支払いのために、本口座自動引き落としを利用します。
- 第2条 この取扱にあたって、貴行所定の手数料をお支払いします。なお、手数料改定の際は、改定日以降の新手数料をお支払いします。また、改定内容は、貴行が店頭に掲示すれば足り、個別の通知は省略していただいて構いません。
- 第3条 指定の実行日が銀行休業日の場合は、翌営業日に実行して下さい。
- 第4条 引落とし金額は盤谷日本人商工会議所からの指示に従います。
- 第5条 指定預金口座の残高が指定日において引落とし金額及び手数料に満たないときは、特に通知はせずにその引落としを取り止めていただいて構いません。
- 第6条 盤谷日本人商工会議所が、会費の改定・振替日の変更を決定し、本口座自動引落としについて指示をした場合は、貴行がその指示に基づいて金額・実行日を変更することを一任します。
- 第7条 口座自動引落としに係る資金及び費用その他の指定預金口座からの引落としについては、当座勘定規定または普通預金約定等にかかわらず、当座小切手または預金通帳・払戻請求書等を省略のうえ、貴行所定の方法により取り扱われることに同意します。
- 第8条 自動引落としを取り止める場合または引落とし指定項目を変更する場合は、3営業日前までに書面で盤谷日本人商工会議所を通して貴行へお届けのうえ所定の手続きをとります。なお、届出前に貴行で取り組んだ振替について生じた損害については、私が負担することとし、貴行は責任を負わないものとします。
- 第9条 (1)指定預金口座を解約した場合には、この契約は自動的に解約されたものとして取扱われることに同意します。  
(2)この契約は、貴行が必要と認めた場合はいつでも解約できるものと致します。なお、これらの場合、解約通知は省略しても構いません。

(For Bank Use Only) MEMO

Reception Date:		
Checker	Maker	Signature Verified

Register Date:	
Checker	Maker

## TERMS AND CONDITIONS OF AUTO TRANSFER

### (English Translation)

- 1 I/We use this Auto Transfer service(the "Transactions")only for the payment of membership fee of JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE, BANGKOK.
- 2 I/We shall pay all fees and expenses for the transactions under Auto Transfer service at the rate specified by your bank. In case the rate of fees and expenses I/We shall pay new fees and expenses from the date designated by your bank. The details of amendment may be informed by posting up notice of which on the board in your bank without sending notice to me/us.
- 3 In case where the designated day for the Auto Transfer falls on non-banking business day, execute it on the folloing business day.
- 4 Each transfer amount of every time will be according to the instruction from JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE, BANGKOK.
- 5 I/We hereby comfirm that if my/our account which is to be debited by you, shows insufficient funds on the designated day, you can stop acting upon the Application and/or amendment wighout any notice to me/us.
- 6 I allow your bank to change the amount and/or designated day of transfer to be made by this Auto Transfer in accordance with the instruction of JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE, BANGKOK whenever JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE, BANGKOK desides to change the membership fee and date of transfer.
- 7 I/We agree that in spite of Current Deposit Agreement/Special Current Deposit Agreement, the Bank can withdraw from my/our account without my/our presentation of any check, receipt or passbook for all fees and expenses incurred to your bank for the Transactions, and for your complying Auto Transfer.
- 8 In case of cancellation of any transaction, and/or change in designated matters, I/We shall notify your bank in writin through JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE, BANGKOK. I/We agree to take all responsibilities for any damages and/or troubles incurred prior to such notice and your bank is not responsible therefore. The cancellation and/or any change by me/us must reach your bank at least 3 days before the designated date intended thereto.
- 9 (1) I/We agree that this contract will be ceased automatically when the said account is closed. (2) Your bank can cancel this contract at any time your bank deems appropriate wihtout any notice to me/us.

(All questions that may arise within or outside courts of law in regard to the wording, provisions and stipulations of these terms and conditions shall be resolved in accordance with the Japanese text.)